

日本特許庁の JPO AIビジョン 調査報告

Executive Summary

日本の特許庁は、2026年7月27日付で、業務におけるAI活用の基本的方向性を示す「JPO AIビジョン」を策定・公表した。公表主体は特許庁であり、経済産業省が同日付の報道発表として周知している。公式説明によれば、このビジョンは「人間中心の原則」の下でリスクに適切に対応しながらAI活用を進め、「高品質・迅速な行政サービス」の提供を目指すもので、特許庁が2017年以降進めてきたAIアクション・プランを、生成AI時代の行政運営・審査実務に耐える上位方針へ格上げした位置づけとみるのが妥当である。 ¹

本ビジョンの中核は、少なくとも公開済みの公式断片から見る限り、三つの柱に整理できる。すなわち、「高品質・迅速な行政サービスの提供」「責任あるAI利用の確保」「AI活用エコシステムの基盤強化」である。また、実務面では、AIに関する事項を一元管理する組織の整備、AI責任者の配置、職員全体のAIリテラシー向上、必要かつ可能な範囲での情報開示、そしてAI利用サービスについての説明責任が打ち出されている。これにより、単なる審査支援ツール導入ではなく、ガバナンス・人材・透明性を含む「行政組織としてのAI運用原則」が初めて明文化されたことに意義がある。 ²

政策的背景としては、特許庁内部では1990年の電子出願システム構築以来の長期的IT化、2017年以降のAIアクション・プラン、2022年の令和4～8年度版アクション・プラン、2025年の令和7年度改定版が連続して存在する。政府全体では、2025年公布・施行のAI法、2025年12月決定のAI指針、2026年7月14日閣議決定の人工知能基本計画第II期が直前に位置しており、JPO AIビジョンはこれら政府横断のAIガバナンス枠組みと整合的に配置されている。さらに2026年6月のIP5東京会合では、世界五大特許庁がAIを用いたユーザーサービス向上と審査品質・効率向上のための協力強化に合意しており、JPOの動きは国際潮流とも同調している。 ³

実務への影響は、短期的には審査支援、先行技術調査、翻訳、内部文書処理、利用者向けサービスの高度化に現れやすい。他方で、ビジョン自体に個別システムの導入日・達成年次を並べた詳細ロードマップは、公開ページから確認できる範囲では明示されておらず、実行計画は引き続き既存のAIアクション・プラン体系に委ねられていると読むべきである。したがって、制度上のインパクトは「即時の法改正」よりも、まずは運用基準、説明責任、内部統制、審査支援の実装として現れる可能性が高い。これはUSPTOがAI支援発明の発明者判断をガイダンスで明確化し、EPOがAIポリシーと分単位の実務導入を進めているのと似た経路である。 ⁴

反響は、現時点では公式発表直後であるため、政府・業界・学界ともに「速報的」なものが中心である。国内主要紙・経済紙では、日本経済新聞が「業務迅速に」「最終判断は人間で」を、読売新聞が「国際ルール作り狙う」を、日刊工業新聞が「審査品質守り迅速に」を見出しにしており、報道の軸はおおむね「効率化」と「人間による最終判断」と「国際協調」に収れんしている。弁護士・知財実務家のSNS上の反応も、行政におけるAI導入がPoC段階から本格運用段階へ移る転換点として、このビジョンを評価するものが目立つ。一方、学術論文や業界団体による直接の精緻な後追い評価は、2026年7月28日時点ではまだ限定的である。 ⁵

公式文書の入手先と主要ポイント

原文の入手先は、少なくとも三つある。第一に、特許庁の個別ページ「特許庁におけるAI活用の基本方針『JPO AIビジョン』について」、第二に、同ページから参照されるPDF「JPO AIビジョン」、第三に、経済

産業省の同日付報道発表である。いずれも2026年7月27日付で公開されている。公式ページは本文の背景説明とPDFリンクを、PDFはビジョン本体を、METIの報道発表は一般向けの要約的説明を担っている。 6

原文リンクは以下のとおりである。

特許庁ページ: [特許庁におけるAI活用の基本方針「JPO AIビジョン」について](#)

PDF原文: [JPO AIビジョン PDF](#)

経済産業省報道発表: [特許庁におけるAI活用の基本方針「JPO AIビジョン」を策定しました](#) 6

公式文書から確認できる「短い原文抜粋」は、以下のとおりである。見出しレベルの短抜粋にとどめる。 7

区分	日本語の主要抜粋	含意	根拠
目標	「高品質・迅速な行政サービスの提供」	審査・審判・情報提供等の品質と速度を両立させる方針	8
目標	「責任あるAI利用の確保」	便利さよりも先に、行政としての適正利用基準を置く方針	9
目標	「AI活用エコシステムの基盤強化」	組織・人材・体制整備を含めた基盤投資を示唆	10
ガバナンス	「AIに関する事項を一元的に管理する組織を組成」	分散運用ではなく、庁内ガバナンスを集中管理する設計	11
説明責任	「特許庁は説明責任を果たします」	AI出力を用いた行政サービスにも行政責任を残す設計	12

公表ページの説明文からは、特許庁がAIによる変化を「好機」と捉えつつ、機密情報漏えいや誤情報出力のような既知のリスクを前提に、それでも一層積極的にAIを活用し、時代の要請に応える高品質・迅速な行政サービスを続ける必要があると位置づけていることが読み取れる。この点から、JPO AIビジョンは「慎重姿勢への回帰」ではなく、「ガードレール付きの攻めの活用方針」である。 13

特に重要なのは、人間の関与が明示されていることである。公開された内容では、AIの出力結果を利用する場合には職員による検証や最終判断を行うこと、庁内のどのプロセスでどのようにAIを活用しているかについて必要かつ可能な範囲で情報開示すること、そしてAI生成情報に基づくサービスについて特許庁が説明責任を負うことが示されている。これは、行政法上・手続保障上の正当性を確保するための最低条件を明文化したものである。 14

政策的背景と策定経緯

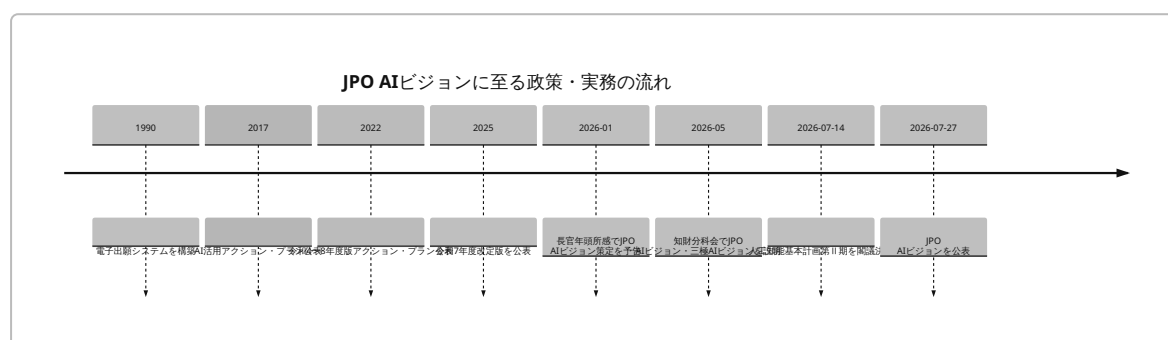
JPO AIビジョンは、突然出てきた文書ではない。特許庁は1990年に世界に先駆けて電子出願システムを構築し、以後30年以上にわたりIT化を進めてきたうえで、AIについても2017年に「AI活用に向けたアクション・プラン」を策定し、技術実証と活用可能性検証を継続してきた。2022年には今後5年程度を視野に入れた「令和4～8年度版」を、2025年にはその令和7年度改定版を公表している。したがってJPO AIビジョンは、PoC中心の「個別案件管理」から、庁全体の「制度的・組織的AI原則」への移行点にある。 15

特許庁長官の2026年頭所感でも、AI活用を進めるうえで「人間中心、セキュリティ、アカウントビリティ」の理念を示すJPO AIビジョンを策定すると明言されていた。加えて、特許庁ステータスレポート2026の前文でも同じ理念が予告されていたため、7月27日の公表は既定路線の実現であり、予告された構想の正式化とみるべきである。 16

さらに、2026年5月15日の産業構造審議会知的財産分科会資料では、JPO AIビジョンに加え、日米欧の三極特許庁で「三極AIビジョン」を協議中であること、そしてJPO AIビジョンの目標として「高品質・迅速な行政サービスの提供」「責任あるAI利用の確保」「AI活用エコシステムの基盤強化」が既に整理されていた。これは、JPO AIビジョンが国内向けの庁内文書にとどまらず、国際的な特許庁間の共通語彙形成にも接続していることを示す。¹⁷

政府横断の文脈も重要である。内閣府のAI戦略ページによれば、2025年にはAI法が公布・施行され、2025年12月にはAI指針が、2026年7月14日には人工知能基本計画第Ⅱ期が閣議決定されている。AI指針は、信頼できるAIの実現に向け、すべての主体における自主的・能動的な適正性確保を求め、情報提供や透明性、リスクに応じた対応を求めている。JPO AIビジョンの人間中心・透明性・説明責任・リスク対応は、この政府横断のAIガバナンス枠組みと強く整合している。¹⁸

国際的には、2026年6月の東京におけるIP5会合で、EPOはAI利用によるユーザーサービス向上と審査品質・効率向上のためにAI協力を強化することでIP5が合意したと公表した。JPO側でも五庁（IP5）/三極ユーザ会合を通じてAIが主要議題になっており、JIPAの報告では、意思決定におけるHITLの重要性が五庁共通の認識として共有されている。よって、JPO AIビジョンは日本独自の単発施策ではなく、主要特許庁の共同潮流に沿った制度的表明と位置づけられる。¹⁹



このタイムラインが示すように、JPO AIビジョンは、既存のAIプロジェクト群の総括でもあり、同時にAI法・AI指針・IP5協調の時代における「行政組織としてのAI憲章」に近い意味を帯びている。²⁰

実務への影響と実施スケジュール

まず結論から言えば、JPO AIビジョンの公表ページおよびPDF本文の検索可能範囲から確認できる限り、個別システムごとの導入日程、KPI、担当部署、年度別里程標を並べた詳細な「ロードマップ」は未指定である。他方で、同ページは参考資料として既存のAIアクション・プラン令和7年度改定版を直接参照させており、実施面はその既存計画群のうえに今回のビジョンが上乗せされる構造だと理解するのが自然である。²¹

既存のAIアクション・プランの進捗からみると、特許庁は既に一部業務についてAI活用の技術実証を終え、アジャイル型内製開発により業務試行を進めてきた。JPOの2025年講演資料でも、業務内容に精通した職員とプログラマーが組んでアジャイル型内製開発を行っていることが示されている。したがって、JPO AIビジョンの実施は「ゼロからの導入」ではなく、先行技術調査、翻訳、情報処理、審査支援の既存プロジェクトを、運用原則と統治原則の下に整流化する工程と考えるべきである。²²

実務プロセスへの短期影響として最も蓋然性が高いのは、先行技術調査支援、外国語文献処理、検索・分類・文書要約の補助、庁内ナレッジ活用、利用者向けサービス高度化である。これは、特許庁が過去に複数年にわたりAI関連の調査・実証・アクション・プランを継続してきたこと、またAI活用の目的を「特許行政事務の高度化・効率化」と「ユーザー向けサービス向上」に置いてきたことから導かれる。²³

一方で、JPO AIビジョンは「人間中心」を明言しているため、少なくとも短期には「AIが審査官の代わりに行政処分を決定する」方向ではない。AI出力は職員が検証・最終判断する設計であり、透明性や説明責任も人間側に残される。したがって、実務上のインパクトは、審査官や審判官の置換よりも、補助・予測・要約・検索・整理・翻訳・照会対応の強化として現れる可能性が高い。 14

審査品質と迅速性への影響は、特許庁が現在すでに迅速性目標を管理している事実を前提に見る必要がある。2025年の特許庁説明資料では、2024年度実績として一次審査通知までの期間が9.1か月、権利化までの期間が13.0か月であり、2024年度以降も迅速性を維持しながら質の向上に取り組むとしている。JPO AIビジョンはまさにこの「迅速性維持と質の向上」の両立を支える内部基盤として理解できる。 24

短期・中長期の影響予測を、推測であることを明示したうえで整理すると以下のとおりである。根拠はJPOのビジョン、アクション・プランの進捗、IP5の国際潮流、USPTO/EPOの先行事例である。 25

期間	影響予測	具体像	推測の根拠
短期	業務プロセスの補助化が進む	先行技術調査、検索、翻訳、要約、内部文書処理の支援強化	26
短期	審査品質のばらつき補正	類似事例探索や関連文献抽出の均質化が進む可能性	27
中期	利用者向けサービスの高度化	照会、閲覧、FAQ、検索導線、翻訳品質などで体感改善	28
中期	AI関連出願・AI支援発明への実務論点拡大	発明者性、開示要件、審査説明の需要が高まる可能性	29
中長期	法制度より先に運用基準が整う	まずは運用指針・審査実務・説明責任フレームが先行	30
中長期	必要なら制度改正論が浮上	AI利用開示や行政説明義務の具体化が争点になり得る	31

法制度改正の可能性については、現時点でJPO AIビジョン自体に特許法改正や審査基準改定の明示はない。そのため、近い将来の主戦場は法改正よりも、AI利用に関する運用ルール、説明責任、透明性、監査可能性、教育・人材整備になる公算が大きい。ただし、AI支援発明の発明者認定や開示の扱いは各国で実務整理が続いており、将来的に日本でも審査基準・ハンドブック・FAQの拡充が先行する可能性は十分ある。これは推測である。 32

利点と課題の整理

JPO AIビジョンが目指す利点は、単なる人員削減ではなく、品質・迅速性・サービス高度化の同時達成にある。これは、公式発表が「高品質・迅速な行政サービスの提供」を明示していること、また過去から特許行政事務の高度化・効率化とユーザー向けサービス向上をAI活用の目的に置いてきたことから明らかである。 28

しかし、同じくらい重要なのが、リスク認識の明確さである。特許庁自身が、機密情報漏えいと誤情報出力をリスクとして明示している。さらに政府のAI指針は、透明性、必要かつ技術的に可能な範囲での情報提供、そして人がAI判断をそのまま用いることの危険性や事後検証不能のリスクに言及している。JPO AIビジョンは、こうした一般論を知財行政へ接続したものといえる。 33

下表は、利点と懸念点を、公式文書・関連指針・専門家論考をもとに整理した比較表である。 34

観点	期待される利点	想定される課題・リスク	主要根拠
審査運営	文献探索・要約・整理の高速化により迅速性向上	AIの誤抽出や誤要約に依存すると審査の見落とし・過信を招く	35
品質管理	類似案件間の均質性・一貫性の向上	ブラックボックス化すると判断根拠説明が弱くなる	31
情報セキュリティ	内製・統治強化により安全な利用基盤を整備しやすい	機密情報漏えい、モデル入力管理、外部サービス依存	36
行政責任	説明責任をあらかじめ明示した点は前進	説明可能性が不足すると不服申立て・司法審査との接続が難化	37
人材	AI責任者設置とリテラシー向上で組織能力を底上げ	現場のAI理解不足や運用格差が残ると形骸化の恐れ	38
利用者サービス	FAQ、検索、翻訳、照会などの利便性向上	AI利用範囲が見えにくいと利用者の納得性が低下	39
国際競争力	IP5・三極協調の中でルール形成余地を確保	各庁で説明責任や発明者性の考え方がズレると実務負担増	40

専門家の観点から付言すると、東京大学未来ビジョン研究センターの政策提言は、責任あるAI展開のためには責任主体の明確化が重要であり、契約・監視・救済を含むガバナンスが必要だと指摘している。JPO AIビジョンの説明責任・透明性・責任者設置は、この一般原則を行政機関バージョンに翻訳したものとして理解できる。 41

また、特許調査・特許情報の分野では以前から、AIは特許調査の効率化に資する一方、教師データや抽出理由の妥当性が重要であることが日本語論文でも論じられてきた。したがって、JPO AIビジョンの価値は「AIを使う」こと自体より、「どのような統治条件の下で使うか」を初めて前面に出した点にある。 42

政府・メディア・業界・専門家・SNSの反響

政府と関係機関の公式コメント

政府・関係機関のうち、本件に明示的に反応しているのは、現時点では経済産業省と特許庁が中心である。経済産業省は、特許庁が業務におけるAI活用の基本的方向性を示すJPO AIビジョンを策定したと発表し、「人間中心の原則の下、リスクに適切に対応しながらAI活用を進め」と要約している。特許庁公式Xも同趣旨を同日発信した。 43

また、特許庁長官の年頭所感とステータスレポート前文は、公表前の段階で、人間中心・セキュリティ・アカウンタビリティを重視するJPO AIビジョンを策定予定だと表明していた。政策審議会資料では、AIの急速な発展を踏まえてJPO AIビジョンと三極AIビジョンを策定中であることが共有されており、庁内・政府内でかなり前から準備されていたことが分かる。 44

内閣府や総務省など他省庁による、本件単独の独立コメントは本調査時点では未指定である。ただし、内閣府のAI戦略ページに掲載されたAI法、人工知能基本計画第II期、AI指針は、JPO AIビジョンを包摂する上位政策環境を形成している。したがって、直接コメントは限定的でも、政策整合性という意味での政府横断支持基盤は明確である。 45

主要メディア報道の要旨

本件の主要紙・経済紙・業界紙の報道は、確認できた範囲では、日本経済新聞、読売新聞、日刊工業新聞が中心である。なお、一部媒体はロボット制限や有料化のため本文全文を取得できず、以下の要旨は見出しと取得可能な断片に基づく。⁴⁶

媒体	日付	見出し	要旨	根拠
日本経済新聞	2026-07-27	「特許審査にAI活用指針、業務迅速に 最終判断は人間で」	効率化を前面に出しつつ、最終判断は人が担うというHITL構造を強調	47
読売新聞	2026-07-26～27	「特許審査にAI活用指針 国際ルール作り狙う」	国内運用だけでなく、国際的ルール形成・標準化を視野に入れた報道軸	48
日刊工業新聞	2026-07-27	「知財行政 AI積極活用 特許庁、審査品質守り迅速に」	庁内全般でのAI活用と、品質維持・迅速化の同時追求を強調	49

専門媒体・知財ポータルでは、Patent Salon、IP Force、日本発明協会系ページなどが非常に早く追従し、公式発表や主要紙の見出しを束ねて紹介している。速報性は高いが、独自分析よりはリンク集・ヘッドライン提供の性格が強い。⁵⁰

業界団体と企業の反応

知財業界団体では、日本知的財産協会が2025年10月の三極会合報告で、JPOがAI利活用の方針や留意事項を盛り込むAI visionを策定中であると紹介していた。また2026年6月の五庁会合報告では、AI利用におけるHITLの重要性を五庁共通の論点として整理し、日本企業事例も交えた提言を行っている。これは、JIPAがJPO AIビジョンの中核概念に近い問題意識をすでに共有していたことを意味する。⁵¹

日本弁理士会による本件単独の正式声明は、本調査時点では未確認である。ただし、JPAAにはAIと弁理士業務、AI関連発明の審査実務などに関する蓄積があり、実務界としての関心は高い。少なくとも「正式声明の不在」は「無関心」を意味しないが、現時点で確定的に言えるのは、同会の同日付公式見解は未指定だという点である。⁵²

企業については、JPO AIビジョンそのものへの大手IT企業の公式声明は本調査時点では未確認である。他方、富士通はAI倫理ガバナンスを公式に掲げ、リスクの高いAI利用への統制を明示している。知財関連企業では、PatentfieldがAI検索・分析機能を前面に出し、QuestelサイバーパテントもAI活用検索を提供している。したがって、市場側でも「AIを使う」こと自体はすでに一般化しており、今後の差別化はJPOと同様に「信頼できる運用」「説明可能性」「安全性」に移る可能性が高い。これは推測である。⁵³

学術・専門家の論評

2026年7月28日時点では、JPO AIビジョンを直接論じた査読付き学術論文は、公開タイミングの関係から本調査では確認できなかった。そのため、ここでは直接反応と周辺学術の二層で整理する。⁵⁴

直接反応としては、弁護士の増田雅史氏がX上で、ビジョンの目的を「人間中心の原則」の下でリスク管理と積極活用を両立させ、特許審査を含む行政サービスの品質向上と迅速化を推進することだと要約している。この整理は、公式発表の論点を簡潔に抽出したものとして有用である。⁵⁵

周辺学術としては、東京大学未来ビジョン研究センターの政策提言が、責任主体の明確化、契約・監視・救済を含むAIガバナンスの必要性を指摘している。また、J-STAGE上の日本語論文では、AIを用いた特許調査の効率化と同時に、教師データや分類の質、判断理由の把握が重要であることが示されている。JPO AIビジョンの「説明責任」「透明性」「責任者設置」は、これら知見と整合的である。 56

SNS上の代表的反応

SNSでは、公式告知と、それを受けた実務家・一般利用者の即時反応が見られる。取得できた範囲ではXが中心で、LinkedIn上の有力な直接反応は本調査時点では未確認である。 57

日付	プラットフォーム	アカウント	短い引用	読み取れる論点	根拠
2026-07-27	X	特許庁 @jpo_NIPPON	「JPO AIビジョン」を策定しました	公式告知。行政としてAI活用方針を明示	58
2026-07-27	X	経済産業省 @meti_NIPPON	「#特許庁は『JPO AIビジョン』を策定しました！」	関係省庁による拡散・後押し	59
2026-07-27	X	増田雅史	「リスク管理と積極的なAI活用を両立」	法律実務家はHITLとバランス設計に着目	55
2026-07-27	X	マサ AIクリエイター&ライター	「試行段階から業務改革へ移る動き」	一般AI実務者はPoCから実装への転換と評価	60
2026-07-27	Threads	@aokisatoe	「お堅い役所ですら、…」	行政機関の本格AI導入への驚き・象徴性	61
2026-07-27	Yahoo!リアルタイム検索掲載投稿	みゆう	「AIが作ったものをAIが審査する時代」	出願側と審査側の双方でAIが浸透する未来像への反応	62

SNS反応全体を俯瞰すると、論点は大きく三つに分かれる。第一は「行政にもAI本実装が来た」という象徴性、第二は「最終判断は人」という安心材料、第三は「AIで書かれた出願をAIが支援審査する時代」への実務上の複雑さである。これは、JPO AIビジョンが単なる内部管理文書以上の“節目”として受け止められていることを示す。 63

国際比較と今後の見通し

JPO AIビジョンを理解するうえで最も参考になるのは、USPTOとEPOの先行動向である。USPTOは、2024年にAI支援発明の発明者判断に関するガイダンスを出し、2025年にその改訂版を公表して、AI支援発明も当然には特許不可ではなく、自然人のみが発明者になり得ること、AI利用の有無にかかわらず同じ法的基準で発明者性を判断することを明確にしている。EPOは、AIポリシーにおいて人間中心のアプローチ、役割と責任の明示、手続と品質枠組みとの整合を打ち出し、2025年以降は口頭審理議事録作成支援などの具体実装へ進んでいる。 64

また、EPOの審査ガイドラインでは、AI・機械学習は抽象的な数学的性質を有するが、技術分野の技術的課題を解く形で適用されるときに特許可能性が認められ得る、と整理されている。JPOもすでにAI関連技術に関する審査事例を公開しており、AIそのものの法的位置づけについては国際的に大きく乖離していない。むしろ差が出るのは、発明者性、説明義務、審査支援AIの実務導入スピード、ユーザーへの透明性の設計である。

65

比較を表にすると次のとおりである。 66

事項	JPO	USPTO	EPO
基本文書	JPO AIビジョン	AI-assisted inventions inventorship guidance	EPO AI Policy
基本姿勢	人間中心・リスク対応・高品質迅速化	発明者性の法的整理を優先	人間中心・役割/責任/手続を明示
人の最終関与	明示あり	発明者判断・審査で人間法理を維持	明示あり
透明性・説明責任	明示あり	FAQ・ガイダンス中心	AI policyと手続内管理
実装の焦点	庁内業務・審査支援・ガバナンス総体	AI支援発明の法整理と審査支援	実務実装と品質管理の両立
ロードマップ表示	個別日程は未指定	文書ごとに段階的拡充	ポリシー＋個別実装告知
根拠	67	68	69

この比較から見てくるのは、JPOがUSPTOのような法論点先行型でも、EPOのような実装先行型でもなく、その中間で「行政原則・実務運用・国際協調」を同時に束ねようとしている点である。とりわけ、JPOが三極AIビジョン協議やIP5協力の文脈にいることを踏まえると、将来的には国内実装だけでなく、AI利用に関する共通原則、説明のあり方、発明者性や審査支援AIのベストプラクティスで対外発信力を高める可能性がある。これは推測だが、現時点の国際会合の流れとは整合する。 70

中長期的な見通しとしては、次の三点が重要である。第一に、出願側でもAI支援明細書作成・先行技術調査が一般化し、審査側AIとの“相互AI化”が進むこと。第二に、その結果として、行政の説明責任、審査ログ、利用開示、再現可能性への要求が強まること。第三に、日本の法制度は当面はガイダンス・実務FAQ・運用基準の充実で対応し、立法的対応はその後に来る可能性が高いこと、である。いずれも、JPO AIビジョンの設計、USPTOの発明者ガイダンス、EPOのAIポリシーから演繹される将来像である。 71

信頼度評価と情報ソース一覧

本件は公表翌日の調査であるため、一次資料は極めて強い一方、二次資料の層はまだ薄い。そのため、信頼度評価は「公式文書の内容把握は高信頼」「反響・解説は暫定評価」となる。 72

情報群	主なソース	信頼度	評価理由
A	特許庁公式ページ、JPO AIビジョンPDF、METI報道発表、特許庁ステータスレポート、長官年頭所感	高	一次資料であり、本件の原文・策定趣旨・公式位置づけを直接確認できるため。 ⁷³
A	内閣府AI戦略、AI法、AI指針	高	政府横断の政策背景を示す公式一次資料であるため。 ⁴⁵
A	USPTO・EPO・IP5公式資料	高	国際比較における制度一次資料であるため。 ⁷⁴
B	日本経済新聞、読売新聞、日刊工業新聞の見出し確認	中高	媒体自体は有力だが、本文取得が一部制限され、要旨は見出し・断片ベースであるため。 ⁴⁶
B	JIPA報告、JAPIO資料、法律事務所の法務トピックス	中	業界・実務の近接一次資料として有用だが、本件単体の詳細分析は限定的。 ⁷⁵
C	J-STAGE論文、大学の政策提言	中高	直接の本件解説ではないが、リスク分析・ガバナンス評価の理論的基盤として有用。 ⁷⁶
D	X、Threads、Yahoo!リアルタイム検索	中～低	速報性は高いが、選択バイアス・文脈不足があるため補助的に扱うべき。 ⁷⁷

優先度付きの情報ソース一覧を、実務で参照しやすい順に並べると以下になる。

第一群は、特許庁公式ページ、JPO AIビジョンPDF、経済産業省報道発表、特許庁ステータスレポート2026、長官年頭所感である。第二群は、内閣府AI戦略ページ、AI法、AI指針、産業構造審議会資料、AIアクション・プラン各版である。第三群は、USPTO・EPO・IP5の公式文書である。第四群は、日本経済新聞、読売新聞、日刊工業新聞の報道、およびPatent Salon・IP Force等のヘッドライン集約。第五群は、JIPA報告、JSTAGE論文、大学政策提言、SNS反応である。⁷⁸

総合評価として、JPO AIビジョンの「原文内容」「政策的位置づけ」「国際比較」は高い確度で把握可能である。他方、国内外の反響、とりわけ学術的・産業界の深い論評は、公開翌日のためまだ形成途上であり、この部分の評価は今後数週間で更新され得る。したがって、現時点で最も堅い読みは、「JPO AIビジョンは、特許庁のAI実装を個別PoCから庁全体ガバナンスへ引き上げる基本文書であり、法改正より前に運用・説明責任・人材整備を進める宣言である」というものである。⁷⁹

¹ ²⁵ ²⁷ ²⁸ ³⁰ ³² ³⁴ ³⁵ ⁴³ ⁶⁶ ⁶⁷ ⁷⁹ <https://www.meti.go.jp/press/2026/07/20260727001.html>
<https://www.meti.go.jp/press/2026/07/20260727001.html>

² ⁷ ⁸ ⁹ ¹¹ ¹² ³¹ ³⁷ ³⁸ ⁷¹ <https://www.meti.go.jp/files/000002968.pdf>
<https://www.meti.go.jp/files/000002968.pdf>

³ ¹⁵ ²⁰ https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan.html
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan.html

4 6 21 54 72 73 78 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_vision/
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_vision/

5 46 47 50 <https://www.patentsalon.com/>
<https://www.patentsalon.com/>

10 17 40 70 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/21-shiryous/s01.pdf
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/21-shiryous/s01.pdf

13 14 33 36 39 <https://ameblo.jp/123search/entry-12973955387.html>
<https://ameblo.jp/123search/entry-12973955387.html>

16 44 https://www.jpo.go.jp/introduction/message/202601_newyear2026.html
https://www.jpo.go.jp/introduction/message/202601_newyear2026.html

18 45 <https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/index.html>
<https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/index.html>

19 <https://www.epo.org/en/news-events/news/artificial-intelligence-focus-meeting-worlds-five-largest-patent-offices-tokyo>
<https://www.epo.org/en/news-events/news/artificial-intelligence-focus-meeting-worlds-five-largest-patent-offices-tokyo>

22 23 24 26 <https://japio.or.jp/fair/files/2025/202501.pdf>
<https://japio.or.jp/fair/files/2025/202501.pdf>

29 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

41 56 76 <https://ifi.u-tokyo.ac.jp/news/16642/>
<https://ifi.u-tokyo.ac.jp/news/16642/>

42 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/68/9/68_470/_pdf
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/68/9/68_470/_pdf

48 <https://x.com/patesalo/status/2081482762976977241>
<https://x.com/patesalo/status/2081482762976977241>

49 <https://x.com/patesalo/status/2081491541957242955>
<https://x.com/patesalo/status/2081491541957242955>

51 75 https://www.jipa.or.jp/activity-report/251020_sankyoku
https://www.jipa.or.jp/activity-report/251020_sankyoku

52 https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201701/jpaapatent201701_098-104.pdf
https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201701/jpaapatent201701_098-104.pdf

53 <https://global.fujitsu/ja-jp/technology/key-technologies/ai/aiethics/governance>
<https://global.fujitsu/ja-jp/technology/key-technologies/ai/aiethics/governance>

55 63 https://x.com/m_masuda/status/2081662103426093304
https://x.com/m_masuda/status/2081662103426093304

57 58 77 <https://search.yahoo.co.jp/realtime/search/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%BA%81/?ei=UTF-8&mtype=image&p=%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%BA%81>
<https://search.yahoo.co.jp/realtime/search/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%BA%81/?ei=UTF-8&mtype=image&p=%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%BA%81>

https://x.com/meti_NIPPON

<https://search.yahoo.co.jp/realtime/search/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%BA%81/>

<https://www.threads.com/%40aokisatoe/post/DbS-qfWk6qB/?E7%B5%8C%E6%B8%88%E7%94%A3%E6%A5AD%E7%9C%81%E3%81%95%E3%ai%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%82%92%E7AD%96%E5AE%9A%E3%81%97%E3%81BE%E3%81%97%E3%81%9F>

<https://search.yahoo.co.jp/realtime/search?>

<https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/uspto-issues-inventorship-guidance-and-examples-ai-assisted-inventions>

https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2026/g_ii_3_3_1.html

<https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/revised-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions>

https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2026/foreword_5.html